

機 械 工 事 共 通 仕 様 書 (案)

(対 比 表)

令和元年7月

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課

機 械 工 事 共 通 仕 様 書 (案)

※ 以下の「章」のうち、改定がある「章」について、対比表を添付する。

章 名 等	改定の有無	
	有り	無し
第1章 総則	○	
第2章 機器及び材料		○
第3章 共通施工		○
第4章 水門設備		○
第5章 ゴム引布製起伏堰設備		○
第6章 揚排水ポンプ設備		○
第7章 ダム施工機械設備		○
第8章 トンネル換気・非常用施設		○
第9章 消融雪設備		○
第10章 道路排水設備		○
第11章 共同溝付帯設備		○
第12章 機械式駐車場設備		○
第13章 車両重量計設備		○
第14章 車両計測設備		○
第15章 道路用昇降設備		○
第16章 ダム管理設備		○
第17章 遠隔監視操作制御設備		○
第18章 河川浄化設備		○
第19章 鋼製付属設備		○

機械工事共通仕様書（案）比較表【第1章】 令和元年7月版

現 行	改 定	備 考
<p>1-1-1 適用</p> <p>1. 適用工事 機械工事共通仕様書(案)(以下「共通仕様書」という。)は、国土交通省地方整備局及び北海道開発局が発注する水門設備、ゴム引布製起伏堰及び鋼製起伏堰（ゴム袋支持式）、揚排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気・非常用施設、消融雪設備、道路排水設備、共同溝付帯設備、駐車場設備、車両重量計設備、車両計測設備、道路用昇降設備、ダム管理設備、遠方監視操作制御設備、河川浄化設備、鋼製付属設備及びその他これに類する土木構造物に係わる機械設備工事(以下「工事」という。)に係る工事請負契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>2. 共通仕様書の適用 受注者は、共通仕様書の適用にあたって、「地方建設局請負工事監督検査事務処理要領(以下「事務処理要領」という。)」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。</p> <p>また、受注者はこれら監督、検査(完成検査、既済部分検査)にあたっては、予算決算及び会計令(平成28年11月28日改正 政令第360号)(以下「予決令」という。)第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>3. 優先事項 契約図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。</p> <p>4. 設計図書間の不整合 特記仕様書、契約図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、又は契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は、監督職員に確認して指示を受けなければならない。</p> <p>5. S I 単位 設計図書は、SI 単位を使用するものとする。SI 単位については、SI 単位と非SI 単位が併記されている場合は()内を非SI 単位とする。</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>1. 監督職員 本仕様で規定されている監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称している。</p> <p>2. 総括監督員 本仕様で規定されている総括監督員とは、監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認める場合における契約担当官等(会計法(平成18年6月7日改正法律第53号第29条の3第1項)に規定する契約担当官をいう。)に対する報告等を行う者をいう。また、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>3. 主任監督員 本仕様で規定されている主任監督員とは現場監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議(重要なもの及び軽易なものを除く)の処理、工事实施のための詳細図等(軽易なものを除く)の作成及び交付又は受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施(他のものに実施させ当該実施を確認することを含む)で重要なものの処理、関連工事の調整(重要なものを除く)、設計図書の変更(重要なものを除く)、一時中止又は打ち切りの必要があると認める場合における総括</p>	<p>1-1-1 適用</p> <p>1. 適用工事 機械工事共通仕様書(案)(以下「共通仕様書」という。)は、国土交通省地方整備局及び北海道開発局が発注する水門設備、ゴム引布製起伏堰及び鋼製起伏堰（ゴム袋支持式）、揚排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気・非常用施設、消融雪設備、道路排水設備、共同溝付帯設備、駐車場設備、車両重量計設備、車両計測設備、道路用昇降設備、ダム管理設備、遠方監視操作制御設備、河川浄化設備、鋼製付属設備及びその他これに類する土木構造物に係わる機械設備工事(以下「工事」という。)に係る工事請負契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>2. 共通仕様書の適用 受注者は、共通仕様書の適用にあたって、「地方建設局請負工事監督検査事務処理要領(以下「事務処理要領」という。)」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。</p> <p>また、受注者はこれら監督、検査(完成検査、既済部分検査)にあたっては、予算決算及び会計令(平成30年6月6日改正 政令第183号)(以下「予決令」という。)第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>3. 優先事項 契約図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。</p> <p>4. 設計図書間の不整合 特記仕様書、契約図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、又は契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は、監督職員に確認して指示を受けなければならない。</p> <p>5. S I 単位 設計図書は、SI 単位を使用するものとする。SI 単位については、SI 単位と非SI 単位が併記されている場合は()内を非SI 単位とする。</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>1. 監督職員 本仕様で規定されている監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称している。</p> <p>2. 総括監督員 本仕様で規定されている総括監督員とは、監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認める場合における契約担当官等(会計法(平成29年6月改正法律第45号第29条の3第1項)に規定する契約担当官をいう。)に対する報告等を行う者をいう。また、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>3. 主任監督員 本仕様で規定されている主任監督員とは現場監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議(重要なもの及び軽易なものを除く)の処理、工事实施のための詳細図等(軽易なものを除く)の作成及び交付又は受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施(他のものに実施させ当該実施を確認することを含む)で重要なものの処理、関連工事の調整(重要なものを除く)、設計図書の変更(重要なものを除く)、一時中止又は打ち切りの必要があると認める場合における総括</p>	

機械工事共通仕様書（案）比較表【第1章】 令和元年7月版

現 行	改 定	備 考
<p>員への報告を行う者をいう。また、監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>4. 監督員 本仕様で規定されている監督員とは、一般監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理、工事实施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、工事材料試験の実施(重要なものは除く。)を行う者をいう。 なお、設計図書の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認める場合において、主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>5. 契約図書 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。</p> <p>6. 設計図書 設計図書とは、仕様書、契約図面、工事数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</p> <p>7. 仕様書 仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。</p> <p>8. 共通仕様書 共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的内容を盛り込み作成したものをいう。</p> <p>9. 特記仕様書 特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。 なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督職員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。</p> <p>10. 契約図面 契約図面とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。</p> <p>11. 現場説明書 現場説明書とは、工事の入札に参加する者に対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。</p> <p>12. 質問回答書 質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。</p> <p>13. 図面 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図及び設計図、工事完成図、3次元データ等をいう。 なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。</p> <p>14. 実施仕様書 実施仕様書とは、設計図書に基づき、受注者が仕様を明確にするために作成する書面をいう。</p> <p>15. 計算書 計算書とは、設計図書に基づき、受注者が作成する詳細図に係わる強度、機能、数量の計算書をいう。</p> <p>16. 詳細図等</p>	<p>監督員への報告を行う者をいう。また、監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>4. 監督員 本仕様で規定されている監督員とは、一般監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理、工事实施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、工事材料試験の実施(重要なものは除く。)を行う者をいう。 なお、設計図書の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認める場合において、主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>5. 契約図書 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。</p> <p>6. 設計図書 設計図書とは、仕様書、契約図面、工事数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</p> <p>7. 仕様書 仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。</p> <p>8. 共通仕様書 共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的内容を盛り込み作成したものをいう。</p> <p>9. 特記仕様書 特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。 なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督職員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。</p> <p>10. 契約図面 契約図面とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。</p> <p>11. 現場説明書 現場説明書とは、工事の入札に参加する者に対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。</p> <p>12. 質問回答書 質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。</p> <p>13. 図面 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図及び設計図、工事完成図、3次元データ等をいう。 なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。</p> <p>14. 実施仕様書 実施仕様書とは、設計図書に基づき、受注者が仕様を明確にするために作成する書面をいう。</p> <p>15. 計算書 計算書とは、設計図書に基づき、受注者が作成する詳細図に係わる強度、機能、数量の計算書をいう。</p> <p>16. 詳細図等</p>	

機械工事共通仕様書（案）比較表【第1章】 令和元年7月版

現 行	改 定	備 考
<p>詳細図等とは、設計図書に基づき、受注者が作成する製作及び据付上必要となる図面をいう。</p> <p>17. 工事完成図書 工事完成図書とは、工事完成時に納品する実施仕様書、計算書、詳細図、施工管理記録、数量表、購入品等機器一覧表及び取扱説明書をいう。 なお、工事完成図書は、「機械工事完成図書作成要領(案)」及び「工事完成図書の電子納品要領 機械設備工事編」に基づき作成するものとする。</p> <p>18. 施工図 施工図とは、設計図書を踏まえて作成される図面のうち、当該設備の維持、修繕、改修、更新等のために必要な全ての部材の位置・組合せ、機器・部品等の形状、配管・配線等個々の機材、施工方法について、受注者独自の施工技術に基づき、現地条件に対応した設備、機器の構造、接続・支持方法、納まり、制御システム等の詳細及び電子計算機で検討した経緯等を示す図面として作成されたもののうち、当該設備に限り使用権を発注者に委譲したものをいう。 なお、施工図は、「機械工事完成図書作成要領(案)」及び「工事完成図書の電子納品要領 機械設備工事編」に基づき作成するものとする。</p> <p>19. 工事数量総括表 工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。</p> <p>20. 指示 指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。</p> <p>21. 承諾 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。</p> <p>22. 承諾図書 承諾図書とは、受注者が設計図書に示す仕様に対し構成機器等を決定した根拠となる実施仕様書、計算書及び詳細図等を含む図書をいう。 承諾図書の承諾とは、発注者若しくは監督職員と受注者が書面により、着工後の大きな手戻りによる双方の損害を回避するため、土木施設との関連、管理者の観点等からの照査の目的で行う確認行為である。</p> <p>23. 協議 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。</p> <p>24. 提出 提出とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p>25. 提示 提示とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員又は検査職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。</p> <p>26. 報告 報告とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について、書面により知らせることをいう。</p> <p>27. 通知 通知とは、発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。</p> <p>28. 連絡 連絡とは、監督職員と受注者又は現場代理人の間で、契約書第 18 条に該当しない事項又は</p>	<p>詳細図等とは、設計図書に基づき、受注者が作成する製作及び据付上必要となる図面をいう。</p> <p>17. 工事完成図書 工事完成図書とは、工事完成時に納品する実施仕様書、計算書、詳細図、施工管理記録、数量表、購入品等機器一覧表及び取扱説明書をいう。 なお、工事完成図書は、「機械工事完成図書作成要領(案)」及び「工事完成図書の電子納品要領 機械設備工事編」に基づき作成するものとする。</p> <p>18. 施工図 施工図とは、設計図書を踏まえて作成される図面のうち、当該設備の維持、修繕、改修、更新等のために必要な全ての部材の位置・組合せ、機器・部品等の形状、配管・配線等個々の機材、施工方法について、受注者独自の施工技術に基づき、現地条件に対応した設備、機器の構造、接続・支持方法、納まり、制御システム等の詳細及び電子計算機で検討した経緯等を示す図面として作成されたもののうち、当該設備に限り使用権を発注者に委譲したものをいう。 なお、施工図は、「機械工事完成図書作成要領(案)」及び「工事完成図書の電子納品要領 機械設備工事編」に基づき作成するものとする。</p> <p>19. 工事数量総括表 工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。</p> <p>20. 指示 指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。</p> <p>21. 承諾 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。</p> <p>22. 承諾図書 承諾図書とは、受注者が設計図書に示す仕様に対し構成機器等を決定した根拠となる実施仕様書、計算書及び詳細図等を含む図書をいう。 承諾図書の承諾とは、発注者若しくは監督職員と受注者が書面により、着工後の大きな手戻りによる双方の損害を回避するため、土木施設との関連、管理者の観点等からの照査の目的で行う確認行為である。</p> <p>23. 協議 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。</p> <p>24. 提出 提出とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p>25. 提示 提示とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員又は検査職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。</p> <p>26. 報告 報告とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について、書面により知らせることをいう。</p> <p>27. 通知 通知とは、発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。</p> <p>28. 連絡 連絡とは、監督職員と受注者又は現場代理人の間で、契約書第 18 条に該当しない事項又は</p>	

機械工事共通仕様書（案）比較表【第1章】 令和元年7月版

現 行	改 定	備 考
<p>緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。</p> <p>なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>29. 納品 納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。</p> <p>30. 電子納品 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。</p> <p>31. 情報共有システム 情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。</p> <p>32. 書面 書面とは、手書き、印刷等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。</p> <p>ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名又は押印がなくても有効とする。</p> <p>33. 工事写真 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。</p> <p>34. 工事帳票 工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。</p> <p>35. 工事書類 工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。</p> <p>36. 契約関係書類 契約関係書類とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、又は受注者へ提出される書類をいう。</p> <p>37. 工事管理台帳 工事管理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。</p> <p>38. 電子成果品 電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。</p> <p>39. 工事関係書類 工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。</p> <p>40. 確認 確認とは、契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員又は受注者が臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p>41. 立会</p>	<p>緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。</p> <p>なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>29. 納品 納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。</p> <p>30. 電子納品 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。</p> <p>31. 情報共有システム 情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。</p> <p>32. 書面 書面とは、手書き、印刷等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。</p> <p>ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名又は押印がなくても有効とする。</p> <p>33. 工事写真 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。</p> <p>なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」（平成29年1月30日付け国技建管第10号）に基づき実施しなければならない。</p> <p>34. 工事帳票 工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。</p> <p>35. 工事書類 工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。</p> <p>36. 契約関係書類 契約関係書類とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、又は受注者へ提出される書類をいう。</p> <p>37. 工事管理台帳 工事管理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。</p> <p>38. 電子成果品 電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。</p> <p>39. 工事関係書類 工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。</p> <p>なお、受注者は、「請負工事成績評定要領の運用について」内別添1「地方整備局工事成績評定実施要領」別紙6に基づき工事関係書類を作成し、提出及び提示しなければならない。</p> <p>40. 確認 確認とは、契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員又は受注者が臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p>41. 立会</p>	

機械工事共通仕様書（案）比較表【第1章】 令和元年7月版

現 行	改 定	備 考
<p>立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p>42. 段階確認 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。</p> <p>43. 技術検査 技術検査とは、地方整備局工事技術検査要領（国土交通事務次官通達平成18年3月31日改正）に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。</p> <p>44. 工事検査 工事検査とは、検査職員が契約書第31条、第37条、第38条に基づいて給付完了の確認を行うことをいう。</p> <p>45. 検査職員 検査職員とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。</p> <p>46. 同等以上の品質 同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質又は特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は、監督職員の承諾した品質をいう。 なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。</p> <p>47. 工期 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。</p> <p>48. 工事開始日 工事開始日とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。</p> <p>49. 工事着手 工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の設置又は測量をいう。)、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。</p> <p>50. 工事 工事とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。</p> <p>51. 本体工事 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。</p> <p>52. 仮設工事 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。</p> <p>53. 工事区域 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。</p> <p>54. 現場 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所並びに設計図書で明確に指定される場所をいう。</p> <p>55. SI SIとは、国際単位系をいう。</p> <p>56. 現場発生品 現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。</p> <p>57. JIS規格 JIS規格とは、日本工業規格をいう。また、設計図書のJIS製品記号は、JISの国際単位系</p>	<p>立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p>42. 段階確認 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。</p> <p>43. 技術検査 技術検査とは、地方整備局工事技術検査要領（国土交通事務次官通達平成18年3月31日改正）に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。</p> <p>44. 工事検査 工事検査とは、検査職員が契約書第31条、第37条、第38条に基づいて給付完了の確認を行うことをいう。</p> <p>45. 検査職員 検査職員とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。</p> <p>46. 同等以上の品質 同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質又は特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は、監督職員の承諾した品質をいう。 なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。</p> <p>47. 工期 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。</p> <p>48. 工事開始日 工事開始日とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。</p> <p>49. 工事着手 工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の設置又は測量をいう。)、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。</p> <p>50. 工事 工事とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。</p> <p>51. 本体工事 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。</p> <p>52. 仮設工事 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。</p> <p>53. 工事区域 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。</p> <p>54. 現場 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所並びに設計図書で明確に指定される場所をいう。</p> <p>55. SI SIとは、国際単位系をいう。</p> <p>56. 現場発生品 現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。</p> <p>57. JIS規格 JIS規格とは、日本工業規格をいう。また、設計図書のJIS製品記号は、JISの国際単位系</p>	

機械工事共通仕様書（案）比較表【第1章】 令和元年7月版

現 行	改 定	備 考
<p>(SI)移行(以下「新JIS」という。)に伴い、全て新JISの製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は、旧JIS製品記号に読み替えて使用できるものとする。</p> <p>1-1-3 設計図書の照査等</p> <p>1. 図面原図の貸与 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に契約図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。</p> <p>2. 設計図書の照査 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。 なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督職員からさらに詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合はこれに従わなければならない。</p> <p>3. 契約図書等の使用制限 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。</p> <p>1-1-4 請負代金内訳書及び工事費構成書</p> <p>1. 請負代金内訳書 受注者は、契約書第3条に請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)を規定されたときは、内訳書を発注者に提出しなければならない。</p> <p>2. 内訳書の内容説明 監督職員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議は行わないものとする。</p> <p>3. 工事費構成書 受注者は、請負代金額が1億円以上で、6ヶ月を超える対象工事の場合は内訳書の提出後に総括監督員に対し、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができる。また、総括監督員が提出する工事費構成書は、請負契約を締結した工事の数量総括表に掲げる各工種、種別及び細別の数量に基づく各費用の工事費総額に占める割合を、当該工事の設計書に基づき有効数字2桁(3桁目又は小数3桁目以下切捨)の百分率で表示した一覧表とする。</p> <p>4. 工事費構成書の提出 総括監督員は、受注者から工事費構成書の提示を求められたときは、その日から14日以内に主任監督員を経由して受注者に提出しなければならない。</p> <p>5. 工事費構成書の内容説明 受注者は、工事費構成書の内容に関し、発注者から説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議等は行わないものとする。なお、工事費構成書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p> <p>6. 電子データの入力 受注者は、請負代金内訳書を作成するに際して、発注者が貸与する電子データに必要事項を入力するものとする。必要事項の入力にあたっては、発注者が支給する「請負代金内訳書書式データの入力説明書(受注者用)」に基づき行うものとする。</p> <p>7. 請負代金内訳書の提出 受注者は、請負代金内訳書を監督職員へ提出する際には、紙で出力した請負代金内訳書に捺</p>	<p>(SI)移行(以下「新JIS」という。)に伴い、全て新JISの製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は、旧JIS製品記号に読み替えて使用できるものとする。</p> <p>1-1-3 設計図書の照査等</p> <p>1. 図面原図の貸与 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に契約図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。</p> <p>2. 設計図書の照査 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。 なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督職員からさらに詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合はこれに従わなければならない。</p> <p>3. 契約図書等の使用制限 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。</p> <p>1-1-4 請負代金内訳書及び工事費構成書</p> <p>1. 請負代金内訳書 受注者は、契約書第3条に請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)を規定されたときは、内訳書を発注者に提出しなければならない。</p> <p>2. 内訳書の内容説明 監督職員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議は行わないものとする。</p> <p>3. 工事費構成書 受注者は、請負代金額が1億円以上で、6ヶ月を超える対象工事の場合は内訳書の提出後に総括監督員に対し、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができる。また、総括監督員が提出する工事費構成書は、請負契約を締結した工事の数量総括表に掲げる各工種、種別及び細別の数量に基づく各費用の工事費総額に占める割合を、当該工事の設計書に基づき有効数字2桁(3桁目又は小数3桁目以下切捨)の百分率で表示した一覧表とする。</p> <p>4. 工事費構成書の提出 総括監督員は、受注者から工事費構成書の提示を求められたときは、その日から14日以内に主任監督員を経由して受注者に提出しなければならない。</p> <p>5. 工事費構成書の内容説明 受注者は、工事費構成書の内容に関し、発注者から説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議等は行わないものとする。なお、工事費構成書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p> <p>6. 電子データの入力 受注者は、請負代金内訳書を作成するに際して、発注者が貸与する電子データに必要事項を入力するものとする。必要事項の入力にあたっては、発注者が支給する「請負代金内訳書書式データの入力説明書(受注者用)」に基づき行うものとする。</p> <p>7. 請負代金内訳書の提出 受注者は、請負代金内訳書を監督職員へ提出する際には、紙で出力した請負代金内訳書に捺</p>	

機械工事共通仕様書（案）比較表【第1章】 令和元年7月版

現 行	改 定	備 考
<p>印したものの、及び入力済みの電子データが保存された電子媒体の両方を監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。</p> <p>1-1-5 工程表 受注者は、契約書第3条に規定する工程表を作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。</p> <p>1-1-6 施工計画書 1. 一般事項 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。 受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。 この場合受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。 また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。 ただし、受注者は簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <p>(1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 工場及び現場組織表(品質管理組織表を含む) (4) 指定機械 (5) 主要船舶・機械 (6) 主要資材 (7) 施工要領 ①製作要領 ②溶接要領 ③塗装要領 ④輸送要領 ⑤主要資材 ⑥据付要領(主要機械、仮設備計画、施設操作手順、工事用地等を含む) ⑦確認・検査要領 (8) 施工管理計画(出来高、品質、写真等) (9) 安全管理(工場、現場) (10) 緊急時の体制及び対応（施設誤操作時の対応を含む） (11) 交通管理 (12) 環境対策 (13) 現場作業環境の整備 (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (15) その他</p> <p>2. 変更施工計画書 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>3. 詳細施工計画書 受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。</p>	<p>印したものの、及び入力済みの電子データが保存された電子媒体の両方を監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。</p> <p>1-1-5 工程表 受注者は、契約書第3条に規定する工程表を作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。</p> <p>1-1-6 施工計画書 1. 一般事項 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。 受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。 この場合受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。 また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。 ただし、受注者は簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <p>(1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 工場及び現場組織表(品質管理組織表を含む) (4) 指定機械 (5) 主要船舶・機械 (6) 主要資材 (7) 施工要領 ①製作要領 ②溶接要領 ③塗装要領 ④輸送要領 ⑤主要資材 ⑥据付要領(主要機械、仮設備計画、施設操作手順、工事用地等を含む) ⑦確認・検査要領 (8) 施工管理計画(出来高、品質、写真等) (9) 安全管理(工場、現場) (10) 緊急時の体制及び対応（施設誤操作時の対応を含む） (11) 交通管理 (12) 環境対策 (13) 現場作業環境の整備 (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (15) その他</p> <p>2. 変更施工計画書 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>3. 詳細施工計画書 受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。</p>	

機械工事共通仕様書（案）比較表【第1章】 令和元年7月版

現 行	改 定	備 考
<p>1-1-7 承諾図書</p> <p>1. 承諾図書の提出 受注者は、設計図書記載の所定の期間内又は監督職員と協議して定めた期間内に承諾図書を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 ただし、承諾図書の記載内容が設計図書の変更を必要とする場合、当該部分については発注者と協議するものとする。</p> <p>2. 受注者の責務 承諾図書の承諾は、受注者の責任による設計に基づく工事着工をあくまで発注者の観点から承諾するものであり、承諾によって受注者の責務（瑕疵担保責任等）が免責又は軽減されるものではない。</p> <p>3. 提出する承諾図書 受注者が提出する承諾図書の内容は以下のとおりとする。 なお、監督職員がその事項について補足を求めた場合には、これに従うものとする。</p> <p>(1) 実施仕様書</p> <p>① 工事概要 ② 設計条件 ③ 実施仕様 ア. 詳細仕様 イ. 使用材料 ウ. 構造説明 エ. その他必要なもの</p> <p>(2) 計算書</p> <p>① 設計計算書 ② 計算根拠 ③ 数量計算書（質量、延長、塗装面積等） ただし、施工数量の承諾及び協議に必要な場合にのみ提出する。 ④ その他必要なもの</p> <p>(3) 詳細図等</p> <p>① 全体図 ② 平面図 ③ 断面図 ④ 詳細図 ⑤ 制御フロー図 ⑥ 単線結線図 ⑦ その他必要なもの</p> <p>(4) その他</p> <p>1-1-8 承諾済の承諾図書 工事請負契約書第15条7項、第17条1項、第18条5項、第19条、第20条、第21条、第22条1項及び第43条2項の規定を除き、承諾済の承諾図書を変更しようとするときは、軽微なものを除き、発注者と協議するものとする。</p> <p>1-1-9 受注者による発注者の図面の使用 発注者又は監督職員から受注者に提出・提示された設計図書及び資料の内容については、発</p>	<p>1-1-7 承諾図書</p> <p>1. 承諾図書の提出 受注者は、設計図書記載の所定の期間内又は監督職員と協議して定めた期間内に承諾図書を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 ただし、承諾図書の記載内容が設計図書の変更を必要とする場合、当該部分については発注者と協議するものとする。</p> <p>2. 受注者の責務 承諾図書の承諾は、受注者の責任による設計に基づく工事着工をあくまで発注者の観点から承諾するものであり、承諾によって受注者の責務（瑕疵担保責任等）が免責又は軽減されるものではない。</p> <p>3. 提出する承諾図書 受注者が提出する承諾図書の内容は以下のとおりとする。 なお、監督職員がその事項について補足を求めた場合には、これに従うものとする。</p> <p>(1) 実施仕様書</p> <p>① 工事概要 ② 設計条件 ③ 実施仕様 ア. 詳細仕様 イ. 使用材料 ウ. 構造説明 エ. その他必要なもの</p> <p>(2) 計算書</p> <p>① 設計計算書 ② 計算根拠 ③ 数量計算書（質量、延長、塗装面積等） ただし、施工数量の承諾及び協議に必要な場合にのみ提出する。 ④ その他必要なもの</p> <p>(3) 詳細図等</p> <p>① 全体図 ② 平面図 ③ 断面図 ④ 詳細図 ⑤ 制御フロー図 ⑥ 単線結線図 ⑦ その他必要なもの</p> <p>(4) その他</p> <p>1-1-8 承諾済の承諾図書 工事請負契約書第15条7項、第17条1項、第18条5項、第19条、第20条、第21条、第22条1項及び第43条2項の規定を除き、承諾済の承諾図書を変更しようとするときは、軽微なものを除き、発注者と協議するものとする。</p> <p>1-1-9 受注者による発注者の図面の使用 発注者又は監督職員から受注者に提出・提示された設計図書及び資料の内容については、発</p>	

機械工事共通仕様書（案）比較表【第1章】 令和元年7月版

現 行	改 定	備 考
<p>注者が所有権を有するものとする。 受注者は、これらの資料を発注者の同意を得ないで契約遂行目的以外の使用、複製又は第三者に開示してはならない。</p> <p>1-1-10 コリNZ (CORINS) への登録 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(コリNZ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。 登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。 なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。 なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p> <p>1-1-11 監督職員 1. 監督職員の権限 当該工事における監督職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。 2. 監督職員の権限の行使 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。 ただし、緊急を要する場合は、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。</p> <p>1-1-12 現場技術員 受注者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が明示された場合には、次の各号によらなければならない。なお、委託先及び工事を担当する現場技術員については、監督職員から通知するものとする。 (1) 受注者は、現場技術員が監督職員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類(計画書、報告書、データ、図面等)の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。 (2) 現場技術員は、契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督職員から受注者に対する指示又は、通知等を現場技術員を通じて行うことがある。 また、受注者が監督職員に対して行う報告又は通知は、現場技術員を通じて行うことができる。</p>	<p>注者が所有権を有するものとする。 受注者は、これらの資料を発注者の同意を得ないで契約遂行目的以外の使用、複製又は第三者に開示してはならない。</p> <p>1-1-10 コリNZ (CORINS) への登録 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(コリNZ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリNZから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。 登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。 なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリNZ登録時に監督職員にメール送信される。 なお、変更時と工事完成時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。 また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリNZから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>1-1-11 監督職員 1. 監督職員の権限 当該工事における監督職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。 2. 監督職員の権限の行使 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。 ただし、緊急を要する場合は、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。</p> <p>1-1-12 現場技術員 受注者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が明示された場合には、次の各号によらなければならない。なお、委託先及び工事を担当する現場技術員については、監督職員から通知するものとする。 (1) 受注者は、現場技術員が監督職員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類(計画書、報告書、データ、図面等)の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。 (2) 現場技術員は、契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督職員から受注者に対する指示又は、通知等を現場技術員を通じて行うことがある。 また、受注者が監督職員に対して行う報告又は通知は、現場技術員を通じて行うことができる。</p>	

機械工事共通仕様書（案）比較表【第1章】 令和元年7月版

現 行	改 定	備 考
<p>1-1-13 工事用地等の使用</p> <p>1. 維持・管理 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。</p> <p>2. 用地の確保 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地(受注者の現場事務所、宿舎、駐車場)及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。</p> <p>3. 第三者からの調達用地 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p>4. 用地の返還 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は設計図書の定め又は監督職員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。</p> <p>5. 復旧費用の負担 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。</p> <p>6. 用地の使用制限 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。</p> <p>1-1-14 工事着手 受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降 30 日以内に工事に着手しなければならない。</p> <p>1-1-15 工事の下請負 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が、工事を発注する国土交通省地方整備局又は北海道開発局の工事指名競争参加資格者である場合には、当該工事を発注する国土交通省地方整備局又は北海道開発局の指名停止措置期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</p> <p>1-1-16 施工体制台帳</p> <p>1. 一般事項 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成 13 年 3 月 30 日付け国官技第 70 号、国営技第 30 号、国港建第 112 号、国空建第 68 号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>1-1-13 工事用地等の使用</p> <p>1. 維持・管理 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。</p> <p>2. 用地の確保 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地(受注者の現場事務所、宿舎、駐車場)及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。</p> <p>3. 第三者からの調達用地 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p>4. 用地の返還 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は設計図書の定め又は監督職員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。</p> <p>5. 復旧費用の負担 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。</p> <p>6. 用地の使用制限 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。</p> <p>1-1-14 工事着手 受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日から工事着手までの期間は、最低 30 日を必要日数として、工事着手しなければならない。</p> <p>1-1-15 工事の下請負 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が、工事を発注する国土交通省地方整備局又は北海道開発局の工事指名競争参加資格者である場合には、当該工事を発注する国土交通省地方整備局又は北海道開発局の指名停止措置期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</p> <p>1-1-16 施工体制台帳</p> <p>1. 一般事項 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成 30 年 12 月 20 日付け国官技第 62 号、国営整第 154 号、平成 27 年 3 月 27 日付け国港技第 123 号、平成 27 年 3 月 16 日付け国空安保第 763 号、国空交企第 643 号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督</p>	

機械工事共通仕様書（案）比較表【第1章】 令和元年7月版

現 行	改 定	備 考
<p>2. 施工体系図 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号、国空建第68号)に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>3. 名札等の着用 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び第1項の受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。</p> <div data-bbox="391 676 1130 1060" data-label="Image"> </div> <p>図1-1-1 名札の標準図</p> <p>4. 施工体制台帳等変更時の処置 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-17 受注者相互の協力 受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。 また、他事業者が関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。</p> <p>1-1-18 調査・試験に対する協力 1. 一般事項 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。 2. 公共工事機械設備労務者賃金実態調査 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共工事機械設備労務者賃金実態調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければなら</p>	<p>職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 施工体系図 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号、国空建第68号)に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>3. 名札等の着用 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び第1項の受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。</p> <div data-bbox="1540 676 2279 1060" data-label="Image"> </div> <p>図1-1-1 名札の標準図</p> <p>4. 施工体制台帳等変更時の処置 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-17 受注者相互の協力 受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。 また、他事業者が関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。</p> <p>1-1-18 調査・試験に対する協力 1. 一般事項 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。 2. 公共工事機械設備労務者賃金実態調査 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共工事機械設備労務者賃金実態調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければなら</p>	

機械工事共通仕様書（案）比較表【第1章】 令和元年7月版

現 行	改 定	備 考
<p>ない。</p> <p>(2) 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。</p> <p>(3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。</p> <p>(4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>3. 諸経費動向調査</p> <p>受注者は、当該工事が発注者の実施する公共工事機械設備共同調査（諸経費動向調査）の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また工期経過後においても同様とする。</p> <p>4. 施工実態調査</p> <p>受注者は、当該工事が発注者の実施する公共工事機械設備共同調査（施工実態調査）の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また工期経過後においても同様とする。</p> <p>5. 低入札価格調査</p> <p>受注者は、当該工事が予決令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、次に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、監督職員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。 また、書類の提出に際して、その内容のヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。</p> <p>(2) 第1章第1節1-1-6に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、公共工事機械設備共同調査票（諸経費動向調査）の作成を行い、工事完成後、速やかに発注者に提出しなければならない。 なお、調査票等については、別途監督職員が指示する。</p> <p>6. NETIS</p> <p>受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。</p> <p>受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETISに登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。</p> <p>受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について（平成26年3月28日、国官総第344号、国官技第319号）」、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について（平成26年3月28日、国官総第345号、国官技第320号、国営施第17号、国総施第141号）」による必要な措置をとるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。 ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。</p> <p>(2) 受注者は、施工者希望型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者に提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された</p>	<p>ない。</p> <p>(2) 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。</p> <p>(3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。</p> <p>(4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>3. 諸経費動向調査</p> <p>受注者は、当該工事が発注者の実施する公共工事機械設備共同調査（諸経費動向調査）の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また工期経過後においても同様とする。</p> <p>4. 施工実態調査</p> <p>受注者は、当該工事が発注者の実施する公共工事機械設備共同調査（施工実態調査）の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また工期経過後においても同様とする。</p> <p>5. 低入札価格調査</p> <p>受注者は、当該工事が予決令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、次に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、監督職員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。 また、書類の提出に際して、その内容のヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。</p> <p>(2) 第1章第1節1-1-6に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、公共工事機械設備共同調査票（諸経費動向調査）の作成を行い、工事完成後、速やかに発注者に提出しなければならない。 なお、調査票等については、別途監督職員が指示する。</p> <p>6. NETIS</p> <p>受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。</p> <p>受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETISに登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。</p> <p>受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について（平成26年3月28日、国官総第344号、国官技第319号）」、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について（平成26年3月28日、国官総第345号、国官技第320号、国営施第17号、国総施第141号）」による必要な措置をとるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。 ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。</p> <p>(2) 受注者は、施工者希望型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者に提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された</p>	

機械工事共通仕様書（案）比較表【第1章】 令和元年7月版

現 行	改 定	備 考
<p>技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出は要しない。</p> <p>1-1-19 工事の一時中止</p> <p>1. 一般事項</p> <p>発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。</p> <p>なお暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、1-1-53 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不相当又は不可能となった場合。</p> <p>(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため、工事の続行を不相当と認めた場合。</p> <p>(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不相当又は不可能となった場合。</p> <p>2. 発注者の中止権</p> <p>発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができるものとする。</p> <p>3. 基本計画書の作成</p> <p>前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。</p> <p>また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p> <p>1-1-20 設計図書の変更等</p> <p>1. 設計図書の変更</p> <p>設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。</p> <p>2. 設計図書の変更に伴う請負代金額の変更</p> <p>工事の契約後、設計図書の内容に変更が生じた場合において、発注者又は受注者の発議による協議の上、設計図書の内容変更並びに請負代金額の変更を行う。</p> <p>ただし、受注者からの発議に基づく設計図書の内容変更のうち、設計図書に示した目的及び機能が同等と監督職員が判断し、承諾した設計図書の内容については請負代金額の変更を行わないものとする。</p> <p>この場合、監督職員は必要に応じ受注者に対し、これらの技術的証明又は必要な資料の提出を求め、打合せを行うものとする。</p> <p>3. 請負代金額の変更を伴う設計図書の内容変更</p> <p>請負代金額の変更を伴う設計図書の内容変更は、次によるものとする。</p> <p>監督職員の文書による指示により、設計図書に示された設計条件、設計基準、仕様、材質、構造及び操作、制御方法等並びに施工方法の変更を行った場合、発注者と受注者は協議の上、指示した日を基準日とし変更するものとする。</p> <p>請負代金額の変更は、設計図書に示した仕様並びに数量を基本として、変更に係わる部分についてのみ行うものとする。</p>	<p>技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出は要しない。</p> <p>1-1-19 工事の一時中止</p> <p>1. 一般事項</p> <p>発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。</p> <p>なお暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、1-1-53 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不相当又は不可能となった場合。</p> <p>(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため、工事の続行を不相当と認めた場合。</p> <p>(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不相当又は不可能となった場合。</p> <p>2. 発注者の中止権</p> <p>発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができるものとする。</p> <p>3. 基本計画書の作成</p> <p>前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。</p> <p>また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p> <p>1-1-20 設計図書の変更等</p> <p>1. 設計図書の変更</p> <p>設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。</p> <p>2. 設計図書の変更に伴う請負代金額の変更</p> <p>工事の契約後、設計図書の内容に変更が生じた場合において、発注者又は受注者の発議による協議の上、設計図書の内容変更並びに請負代金額の変更を行う。</p> <p>ただし、受注者からの発議に基づく設計図書の内容変更のうち、設計図書に示した目的及び機能が同等と監督職員が判断し、承諾した設計図書の内容については請負代金額の変更を行わないものとする。</p> <p>この場合、監督職員は必要に応じ受注者に対し、これらの技術的証明又は必要な資料の提出を求め、打合せを行うものとする。</p> <p>3. 請負代金額の変更を伴う設計図書の内容変更</p> <p>請負代金額の変更を伴う設計図書の内容変更は、次によるものとする。</p> <p>監督職員の文書による指示により、設計図書に示された設計条件、設計基準、仕様、材質、構造及び操作、制御方法等並びに施工方法の変更を行った場合、発注者と受注者は協議の上、指示した日を基準日とし変更するものとする。</p> <p>請負代金額の変更は、設計図書に示した仕様並びに数量を基本として、変更に係わる部分についてのみ行うものとする。</p>	

機械工事共通仕様書（案）比較表【第1章】 令和元年7月版

現 行	改 定	備 考
<p>1-1-21 工期変更</p> <p>1. 一般事項 契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する(本条において以下「事前協議」という。)ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>2. 設計図書の変更等 受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>3. 工事の一時中止 受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>4. 工期の延長 受注者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>5. 工期の短縮 受注者は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>1-1-21 工期変更</p> <p>1. 一般事項 契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する(本条において以下「事前協議」という。)ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>2. 設計図書の変更等 受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>3. 工事の一時中止 受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>4. 工期の延長 受注者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>5. 工期の短縮 受注者は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p>	
<p>1-1-22 支給材料及び貸与品</p> <p>1. 一般事項 受注者は、発注者から支給材料及び貸与品を契約書第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>2. 受払状況の記録 受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。</p> <p>3. 支給品精算書 受注者は、工事完成時(完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。)に支給品精算書を、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。</p> <p>4. 貸与機械の使用 受注者は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める請負工事用建設機械無償貸付仕様書によらなければならない。</p> <p>5. 引渡場所 契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。</p> <p>6. 返還 受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。</p>	<p>1-1-22 支給材料及び貸与品</p> <p>1. 一般事項 受注者は、発注者から支給材料及び貸与品を契約書第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>2. 受払状況の記録 受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。</p> <p>3. 支給品精算書 受注者は、工事完成時(完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。)に支給品精算書を、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。</p> <p>4. 貸与機械の使用 受注者は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める請負工事用建設機械無償貸付仕様書によらなければならない。</p> <p>5. 引渡場所 契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。</p> <p>6. 返還 受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。</p>	

機械工事共通仕様書（案）比較表【第1章】 令和元年7月版

現 行	改 定	備 考
<p>なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。</p> <p>7. 修理等 受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>8. 流用の禁止 受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。</p> <p>9. 所有権 支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。</p> <p>1-1-23 工事現場発生品</p> <p>1. 一般事項 受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書又は監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。</p> <p>2. 設計図書以外の現場発生品の処置 受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。</p> <p>1-1-24 建設副産物</p> <p>1. 一般事項 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>2. マニフェスト 受注者は、工場製作工に係るものを除く産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト) 又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。</p> <p>3. 法令遵守 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達、平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)(航空局飛行場部建設課長通達、平成4年1月24日)、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(国土交通事務次官通達、平成18年6月12日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p>4. 再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>5. 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>6. 実施書の提出</p>	<p>なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。</p> <p>7. 修理等 受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>8. 流用の禁止 受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。</p> <p>9. 所有権 支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。</p> <p>1-1-23 工事現場発生品</p> <p>1. 一般事項 受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書又は監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。</p> <p>2. 設計図書以外の現場発生品の処置 受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。</p> <p>1-1-24 建設副産物</p> <p>1. 一般事項 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>2. マニフェスト 受注者は、工場製作工に係るものを除く産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト) 又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。</p> <p>3. 法令遵守 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達、平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)(航空局飛行場部建設課長通達、平成4年1月24日)、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(国土交通事務次官通達、平成18年6月12日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p>4. 再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>5. 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>6. 実施書の提出</p>	

機械工事共通仕様書（案）比較表【第1章】 令和元年7月版

現 行	改 定	備 考
<p>受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。</p> <p>7. 殻運搬処理 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない。</p> <p>8. 建設副産物情報交換システム コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を搬入又は搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。また、登録した情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムによりデータの変更を行うものとする。また、建設副産物実態調査（センサス）についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し、出力した調査票1部を監督職員へ提出すること。なお、出力した調査票は、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>9. 建設発生土情報交換システム 建設発生土を搬入又は搬出する場合には、受注者は、工事の実施に際して、システムに建設発生土に関する情報を登録する。また、登録した情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムによりデータの変更を行うものとする。また、工事が完了した場合には、システムに実績情報を入力しなければならない。なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>1-1-25 監督職員による確認及び立会等</p> <p>1. 立会依頼書の提出 受注者は設計図書に従って、監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 監督職員の立会 監督職員は、必要に応じ、工事現場又は製作工場において立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。</p> <p>3. 確認及び立会の準備等 受注者は、監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。 なお、監督職員が製作工場において確認を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。</p> <p>4. 確認及び立会の時間 監督職員による確認及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>5. 遵守義務 受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあっては、契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。</p> <p>6. 段階確認 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。 (1) 受注者は、設計図書に示された施工段階においては、段階確認を受けなければならない。 (2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を監督職員に提出</p>	<p>受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。</p> <p>7. 殻運搬処理 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない。</p> <p>8. 建設副産物情報交換システム 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。なお、出力した調査票は、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>9. 建設発生土情報交換システム 受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議するものとする。</p> <p>1-1-25 監督職員による確認及び立会等</p> <p>1. 立会依頼書の提出 受注者は設計図書に従って、監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 監督職員の立会 監督職員は、必要に応じ、工事現場又は製作工場において立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。</p> <p>3. 確認及び立会の準備等 受注者は、監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。 なお、監督職員が製作工場において確認を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。</p> <p>4. 確認及び立会の時間 監督職員による確認及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>5. 遵守義務 受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあっては、契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。</p> <p>6. 段階確認 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。 (1) 受注者は、設計図書に示された施工段階においては、段階確認を受けなければならない。 (2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を監督職員に提出</p>	

機械工事共通仕様書（案）比較表【第1章】 令和元年7月版

現 行	改 定	備 考
<p>しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。</p> <p>(3) 受注者は段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時までに提出しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。</p> <p>7. 段階確認の臨場</p> <p>監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。</p> <p>8. 段階確認項目</p> <p>発注者又は、監督職員が立会する段階確認項目は、設計図書に示すとおりとするものとする。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。</p> <p>1-1-26 数量の算出</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量等を実施しなければならない。なお、出来形測量及び数量の算出等は受注者の負担により行うものとする。</p> <p>2. 出来形数量の提出</p> <p>受注者は、設計図書又は監督職員が承諾した受注者の提出図書に従って、設計数量を基に出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。出来形測量の結果が設計図書の寸法に対し、「機械工事施工管理基準(案)」又は設計図書に定める規格値を満足していれば、出来形数量を設計数量とする。</p> <p>設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。</p> <p>1-1-27 完成図書及び施工図</p> <p>1. 完成図書及び施工図</p> <p>受注者は、工事完成時に、受注者の費用負担により完成図書及び施工図を「機械工事完成図書作成要領(案)」及び「工事完成図書の電子納品等要領 機械設備工事編」により作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 施工図の追加及び修正</p> <p>受注者は、設備の改造、機器更新等を施工し、既存の施工図の内容と相異が生じる部分が発生した場合、施工図の内容の追加及び修正を受注者の費用負担により実施するものとする。</p> <p>1-1-28 発注者による完成図書等の使用</p> <p>1. 発注者による使用</p> <p>完成図書は、設計製作過程の技術情報やノウハウ等の企業秘密とされるものを含む場合があるほか、完成図書が著作物にあたる場合、その著作者は著作権及び著作者人格権を有している。この点、完成図書に関する著作者人格権を移転することはできないが、著作権や物としての所有権は発注者に移転できるものとする。</p> <p>また、企業の統廃合により、設計製作過程の技術情報やノウハウ等の企業秘密とされるものを含む技術が継承される場合も同様な扱いとする。</p> <p>2. 第三者への開示</p>	<p>しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。</p> <p>(3) 受注者は段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時までに提出しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。</p> <p>7. 段階確認の臨場</p> <p>監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。</p> <p>8. 段階確認項目</p> <p>発注者又は、監督職員が立会する段階確認項目は、設計図書に示すとおりとするものとする。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。</p> <p>1-1-26 数量の算出</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量等を実施しなければならない。なお、出来形測量及び数量の算出等は受注者の負担により行うものとする。</p> <p>2. 出来形数量の提出</p> <p>受注者は、設計図書又は監督職員が承諾した受注者の提出図書に従って、設計数量を基に出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。出来形測量の結果が設計図書の寸法に対し、「機械工事施工管理基準(案)」又は設計図書に定める規格値を満足していれば、出来形数量を設計数量とする。</p> <p>設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。</p> <p>1-1-27 完成図書及び施工図</p> <p>1. 完成図書及び施工図</p> <p>受注者は、工事完成時に、受注者の費用負担により完成図書及び施工図を「機械工事完成図書作成要領(案)」及び「工事完成図書の電子納品等要領 機械設備工事編」により作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 施工図の追加及び修正</p> <p>受注者は、設備の改造、機器更新等を施工し、既存の施工図の内容と相異が生じる部分が発生した場合、施工図の内容の追加及び修正を受注者の費用負担により実施するものとする。</p> <p>1-1-28 発注者による完成図書等の使用</p> <p>1. 発注者による使用</p> <p>完成図書は、設計製作過程の技術情報やノウハウ等の企業秘密とされるものを含む場合があるほか、完成図書が著作物にあたる場合、その著作者は著作権及び著作者人格権を有している。この点、完成図書に関する著作者人格権を移転することはできないが、著作権や物としての所有権は発注者に移転できるものとする。</p> <p>また、企業の統廃合により、設計製作過程の技術情報やノウハウ等の企業秘密とされるものを含む技術が継承される場合も同様な扱いとする。</p> <p>2. 第三者への開示</p>	

機械工事共通仕様書（案）比較表【第1章】 令和元年7月版

現 行	改 定	備 考
<p>発注者は、受注者の許諾のない限り完成図書を第三者に開示してはならない。ただし、以下の場合については第三者に開示できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改造、修繕において、施工に携わった受注者が存続しなくなった場合で継承者がいない場合、施工に必要となる図書等を該当改造、修繕等の受注者が使用する場合。 ・運転、点検、軽微な修繕等において必要となる図書等を当該業務等の受注者が使用する場合。ただし、運転、点検、軽微な修繕等に必要となる図書等は、発注者と協議の上、完成図書において分冊とし、その旨表示する。 <p>1-1-29 品質証明</p> <p>受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、次の各号によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 品質証明に従事する者(以下「品質証明員」という。)が工事施工途中において必要と認める時期及び検査(完成、既済部分、中間技術検査をいう。以下同じ。)の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時まで監督職員へ提出しなければならない。 (2) 品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、原則として品質証明員は検査に立会わなければならない。 (3) 品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。 (4) 品質証明員の資格は、同種工事において5年以上の技術経験、若しくは社内の検査・品質管理部門において5年以上の経験を有する者とする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りではない。 (5) 品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、経験及び経歴書を監督職員に提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。 <p>1-1-30 工事完成検査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事完成通知書の提出 受注者は、契約書第31条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。 2. 工事完成検査の要件 受注者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 設計図書(追加、変更指示も含む。)に示される全ての工事が完成していること。 (2) 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。 (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料の整備が全て完了していること。 (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。 3. 検査日の通知 発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。 4. 検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事の目的物について、形状、寸法、精度、数量、品質、性能及び出来ばえの検査を行う。 	<p>発注者は、受注者の許諾のない限り完成図書を第三者に開示してはならない。ただし、以下の場合については第三者に開示できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改造、修繕において、施工に携わった受注者が存続しなくなった場合で継承者がいない場合、施工に必要となる図書等を該当改造、修繕等の受注者が使用する場合。 ・運転、点検、軽微な修繕等において必要となる図書等を当該業務等の受注者が使用する場合。ただし、運転、点検、軽微な修繕等に必要となる図書等は、発注者と協議の上、完成図書において分冊とし、その旨表示する。 <p>1-1-29 品質証明</p> <p>受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、次の各号によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 品質証明に従事する者(以下「品質証明員」という。)が工事施工途中において必要と認める時期及び検査(完成、既済部分、中間技術検査をいう。以下同じ。)の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時まで監督職員へ提出しなければならない。 (2) 品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、原則として品質証明員は検査に立会わなければならない。 (3) 品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。 (4) 品質証明員の資格は、同種工事において5年以上の技術経験、若しくは社内の検査・品質管理部門において5年以上の経験を有する者とする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りではない。 (5) 品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、経験及び経歴書を監督職員に提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。 <p>1-1-30 工事完成検査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事完成通知書の提出 受注者は、契約書第31条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。 2. 工事完成検査の要件 受注者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 設計図書(追加、変更指示も含む。)に示される全ての工事が完成していること。 (2) 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。 (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料の整備が全て完了していること。 (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。 3. 検査日の通知 発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。 4. 検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事の目的物について、形状、寸法、精度、数量、品質、性能及び出来ばえの検査を行う。 	

機械工事共通仕様書（案）比較表【第1章】 令和元年7月版

現 行	改 定	備 考
<p>(2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p>5. 修補の指示 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。</p> <p>6. 修補期間 修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。</p> <p>7. 適用規定 受注者は、当該工事完成検査については、1-1-25 3の規定を準用する。</p> <p>1-1-31 既済部分検査等</p> <p>1. 一般事項 受注者は、契約書第37条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、又は、契約書第38条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。</p> <p>2. 部分払いの請求 受注者は、契約書第37条に基づく部分払の請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>3. 検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質、性能及び出来ばえの検査を行う。 (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p>4. 修補 受注者は、検査職員の指示による修補については、1-1-30 5の規定を準用する。</p> <p>5. 適用規定 受注者は、当該既済部分検査については、1-1-25 3の規定に従うものとする。</p> <p>6. 検査日の通知 発注者は、既済部分検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。</p> <p>7. 中間前払金の請求 受注者は、契約書第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-32 技術検査</p> <p>1. 一般事項 受注者は、地方整備局工事技術検査要領(平成18年3月31日国官技第282号)に基づく、技術検査を受けなければならない。</p> <p>2. 完成検査、既済部分検査の適用 完成検査、既済部分検査は、会計法第29条の11第2項の検査を実施する時に行うものとする。</p> <p>3. 中間技術検査の適用 中間技術検査は、設計図書において対象工事と定められた工事について実施するものとす</p>	<p>(2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p>5. 修補の指示 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。</p> <p>6. 修補期間 修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。</p> <p>7. 適用規定 受注者は、当該工事完成検査については、1-1-25 3の規定を準用する。</p> <p>1-1-31 既済部分検査等</p> <p>1. 一般事項 受注者は、契約書第37条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、又は、契約書第38条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。</p> <p>2. 部分払いの請求 受注者は、契約書第37条に基づく部分払の請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>3. 検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (3) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質、性能及び出来ばえの検査を行う。 (4) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p>4. 修補 受注者は、検査職員の指示による修補については、1-1-30 5の規定を準用する。</p> <p>5. 適用規定 受注者は、当該既済部分検査については、1-1-25 3の規定に従うものとする。</p> <p>6. 検査日の通知 発注者は、既済部分検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。</p> <p>7. 中間前払金の請求 受注者は、契約書第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-32 技術検査</p> <p>1. 一般事項 受注者は、地方整備局工事技術検査要領(平成18年3月31日国官技第282号)に基づく、技術検査を受けなければならない。</p> <p>2. 完成検査、既済部分検査の適用 完成検査、既済部分検査は、会計法第29条の11第2項の検査を実施する時に行うものとする。</p> <p>3. 中間技術検査の適用 中間技術検査は、設計図書において対象工事と定められた工事について実施するものとす</p>	

機械工事共通仕様書（案）比較表【第1章】 令和元年7月版

現 行	改 定	備 考
<p>る。</p> <p>4. 中間技術検査の段階 中間技術検査は、設計図書において定められた段階において行うものとする。</p> <p>5. 中間技術検査の時期選定 中間技術検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は中間技術検査に先立って受注者に対して中間技術検査を実施する旨及び検査日を監督職員を通じて事前に通知するものとする。</p> <p>6. 検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質、性能及び出来ばえの検査を行う。 (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p>7. 適用規定 受注者は、当該技術検査については、1-1-25 3 の規定に従うものとする。</p> <p>1-1-33 部分使用</p> <p>1. 一般事項 発注者は、契約書第 33 条の規定に基づき、受注者の同意を得て当該工事に係わる部分について工事完成前に部分使用できるものとする。</p> <p>2. 監督職員による検査 受注者は、発注者が第 1 項により部分使用を行う場合には、中間技術検査又は監督職員による品質及び出来形等の確認を受けるものとする。</p> <p>1-1-34 施工管理</p> <p>1. 一般事項 受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。</p> <p>2. 施工管理頻度、密度の変更 監督職員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。この場合、受注者は、監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。 (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合 (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合 (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合 (4) 前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合</p> <p>3. 標示板の設置 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。</p>	<p>る。</p> <p>4. 中間技術検査の段階 中間技術検査は、設計図書において定められた段階において行うものとする。</p> <p>5. 中間技術検査の時期選定 中間技術検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は中間技術検査に先立って受注者に対して中間技術検査を実施する旨及び検査日を監督職員を通じて事前に通知するものとする。</p> <p>6. 検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質、性能及び出来ばえの検査を行う。 (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p>7. 適用規定 受注者は、当該技術検査については、1-1-25 3 の規定に従うものとする。</p> <p>1-1-33 部分使用</p> <p>1. 一般事項 発注者は、契約書第 33 条の規定に基づき、受注者の同意を得て当該工事に係わる部分について工事完成前に部分使用できるものとする。</p> <p>2. 監督職員による検査 受注者は、発注者が第 1 項により部分使用を行う場合には、中間技術検査又は監督職員による品質及び出来形等の確認を受けるものとする。</p> <p>1-1-34 施工管理</p> <p>1. 一般事項 受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。</p> <p>2. 施工管理頻度、密度の変更 監督職員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。この場合、受注者は、監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。 (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合 (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合 (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合 (4) 前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合</p> <p>3. 標示板の設置 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。</p> <p>なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図 1-1-2 を参考とする。</p>	

機械工事共通仕様書（案）比較表【第1章】 令和元年7月版

現 行	改 定	備 考
<p>4. 施工管理体制の確立 受注者は契約図書に適合するよう工事を施工するために、自らの責任において、施工管理体制を確立しなければならない。</p> <p>5. 整理整頓 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。</p> <p>6. 周辺への影響防止 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。</p> <p>7. 労働環境の改善 受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p> <p>8. 発見・拾得物の処置 受注者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督職員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。</p> <p>9. 工程管理 受注者は、計画工程表に基づき、規定の工期内に工事が円滑に完成するよう工程管理を行わなければならない。また、工事の重要段階では、短期の工程表を作成し工程の遅延を防止するものとする。</p>	<p>また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（平成18年3月31日付け 国道利38号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和元年5月28日付け 国水環第10号・国水治第22号・国水保第5号・国水海第3号 水管理・国土保全局 河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。</p> <div data-bbox="1406 485 1801 995" data-label="Image"> </div> <p>図 1-1-2 標示板の例</p> <p>4. 施工管理体制の確立 受注者は契約図書に適合するよう工事を施工するために、自らの責任において、施工管理体制を確立しなければならない。</p> <p>5. 整理整頓 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。</p> <p>6. 周辺への影響防止 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある、また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。</p> <p>7. 労働環境の改善 受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p> <p>8. 発見・拾得物の処置 受注者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督職員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。</p> <p>9. 工程管理 受注者は、計画工程表に基づき、規定の工期内に工事が円滑に完成するよう工程管理を行わなければならない。また、工事の重要段階では、短期の工程表を作成し工程の遅延を防止するものとする。</p>	

機械工事共通仕様書（案）比較表【第1章】 令和元年7月版

現 行	改 定	備 考
<p>10. 記録及び関係書類 受注者は、機械工事施工管理基準(案)により施工管理を行い、また、写真管理基準により機械工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。</p> <p>なお、機械工事施工管理基準(案)、及び写真管理基準に定められていない工種又は項目については、監督職員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。</p> <p>11. 品質記録台帳 受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)(建設大臣官房技術調査室長通達、昭和60年9月24日)に基づいて品質記録台帳を提出しなければならない。</p> <p>1-1-35 履行報告 受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-36 工事関係者に対する措置請求</p> <p>1. 現場代理人に対する措置 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2. 技術者に対する措置 発注者又は監督職員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。)が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>1-1-37 工事中の安全確保</p> <p>1. 安全指針等の遵守 受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、港湾工事安全施工指針((社)日本埋立浚渫協会)、潜水作業安全施工指針((社)日本潜水協会)及び作業船団安全運行指針((社)日本海上起重技術協会)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2. 支障行為等の防止 受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。</p> <p>3. 建設工事公衆災害防止対策要綱 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設事務次官通達、平成5年1月12日)を遵守して災害の防止を図らなければならない。</p> <p>4. 使用する建設機械 受注者は、工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、よ</p>	<p>10. 記録及び関係書類 受注者は、機械工事施工管理基準(案)により施工管理を行い、また、写真管理基準により機械工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。</p> <p>なお、機械工事施工管理基準(案)、及び写真管理基準に定められていない工種又は項目については、監督職員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。</p> <p>11. 品質記録台帳 受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)(建設大臣官房技術調査室長通達、昭和60年9月24日)に基づいて品質記録台帳を提出しなければならない。</p> <p>1-1-35 履行報告 受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-36 工事関係者に対する措置請求</p> <p>1. 現場代理人に対する措置 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2. 技術者に対する措置 発注者又は監督職員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。)が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>1-1-37 工事中の安全確保</p> <p>1. 安全指針等の遵守 受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、港湾工事安全施工指針((社)日本埋立浚渫協会)、潜水作業安全施工指針((社)日本潜水協会)及び作業船団安全運行指針((社)日本海上起重技術協会)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2. 支障行為等の防止 受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。</p> <p>3. 建設工事公衆災害防止対策要綱 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設事務次官通達、平成5年1月12日)を遵守して災害の防止を図らなければならない。</p> <p>4. 使用する建設機械 受注者は、工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、よ</p>	

機械工事共通仕様書（案）比較表【第1章】 令和元年7月版

現 行	改 定	備 考
<p>り条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。</p> <p>5. 周辺への支障防止 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。</p> <p>6. 防災体制 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。</p> <p>7. 第三者の立入り禁止措置 受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。</p> <p>8. 安全巡視 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。</p> <p>9. 現場環境改善及び広報 受注者は、工事現場の現場環境改善及び広報を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。</p> <p>10. 定期安全研修・訓練等 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p> <p>(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2) 当該工事内容等の周知徹底 (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 (4) 当該工事における災害対策訓練 (5) 当該工事現場で予想される事故対策 (6) その他、安全・訓練等として必要な事項</p> <p>11. 施工計画書 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>12. 安全教育・訓練等の記録 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合には直ちに提示するものとする。</p> <p>13. 関係機関との連絡 受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。</p> <p>14. 工事関係者の連絡会議 受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、受注者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。</p> <p>15. 安全衛生協議会の設置</p>	<p>り条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。</p> <p>5. 周辺への支障防止 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。</p> <p>6. 防災体制 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。</p> <p>7. 第三者の立入り禁止措置 受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。</p> <p>8. 安全巡視 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。</p> <p>9. 現場環境改善及び広報 受注者は、工事現場の現場環境改善及び広報を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。</p> <p>10. 定期安全研修・訓練等 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p> <p>(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2) 当該工事内容等の周知徹底 (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 (4) 当該工事における災害対策訓練 (5) 当該工事現場で予想される事故対策 (6) その他、安全・訓練等として必要な事項</p> <p>11. 施工計画書 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>12. 安全教育・訓練等の記録 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合には直ちに提示するものとする。</p> <p>13. 関係機関との連絡 受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。</p> <p>14. 工事関係者の連絡会議 受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、受注者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。</p> <p>15. 安全衛生協議会の設置</p>	

機械工事共通仕様書（案）比較表【第1章】 令和元年7月版

現 行	改 定	備 考
<p>監督職員が、労働安全衛生法(平成27年5月改正、法律第17号)第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p>16. 安全優先 受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法(平成27年5月改正、法律第17号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p> <p>17. 災害発生時の応急処置 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。</p> <p>18. 地下埋設物等の調査 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。</p> <p>19. 不明の地下埋設物等の処置 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に連絡し、その処置については占用者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。</p> <p>20. 地下埋設物等等の損害時の措置 受注者は、地下埋設物等等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり、補修しなければならない。</p> <p>21. 架空線等事故防止対策 受注者は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。</p> <p>1-1-38 爆発及び火災の防止</p> <p>1. 火薬類の使用 受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。 (1) 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。 なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。 (2) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。</p> <p>2. 火気の使用 (1) 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。 (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。 (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。</p>	<p>監督職員が、労働安全衛生法(平成30年7月改正、法律第78号)第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p>16. 安全優先 受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法(平成30年7月改正、法律第78号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p> <p>17. 災害発生時の応急処置 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。</p> <p>18. 地下埋設物等の調査 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。</p> <p>19. 不明の地下埋設物等の処置 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に連絡し、その処置については占用者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。</p> <p>20. 地下埋設物等等の損害時の措置 受注者は、地下埋設物等等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり、補修しなければならない。</p> <p>21. 架空線等事故防止対策 受注者は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。</p> <p>1-1-38 爆発及び火災の防止</p> <p>1. 火薬類の使用 受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。 (1) 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。 なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。 (2) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。</p> <p>2. 火気の使用 (1) 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。 (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。 (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。</p>	

機械工事共通仕様書（案）比較表【第1章】 令和元年7月版

現 行	改 定	備 考
<p>(4) 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼してはならない。</p> <p>1-1-39 後片付け 受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。 ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。</p> <p>1-1-40 事故報告書 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、監督職員が指示する期日までに、工事事務報告書を提出しなければならない。</p> <p>1-1-41 環境対策 1. 環境保全 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。 2. 苦情対応 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意を持ってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告しなければならない。 3. 注意義務 受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。 4. 廃油等の適切な措置 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。 5. 水中への落下防止措置 受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。 また、工事の廃材、残材等を水中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。 6. 排出ガス対策型建設機械 受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す建設機械を使用する場合、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成27年6月改正 法律第50号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改正平成22年3月18日付け国総施第291号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号)」若しくは「第3次排出ガス対策型</p>	<p>(4) 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼してはならない。</p> <p>1-1-39 後片付け 受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。 ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。</p> <p>1-1-40 事故報告書 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、監督職員が指示する期日までに、工事事務報告書を提出しなければならない。 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡する。また、建設工事事務データベースシステムの登録対象となる工事事務の場合、監督職員が指示する期日までに、工事事務報告書を提出し、建設工事事務データベースシステムに、工事事務に関する情報を登録する。</p> <p>1-1-41 環境対策 1. 環境保全 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。 2. 苦情対応 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意を持ってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告しなければならない。 3. 注意義務 受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。 4. 廃油等の適切な措置 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。 5. 水中への落下防止措置 受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。 また、工事の廃材、残材等を水中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。 6. 排出ガス対策型建設機械 受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す建設機械を使用する場合、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正 法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改正平成22年3月18日付け国総施第291号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号)」若しくは「第3次排出ガス対策型</p>	

機械工事共通仕様書（案）比較表【第1章】 令和元年7月版

現 行	改 定	備 考																																				
<p>建設機械指定要領（最終改正平成23年7月13日付け国総環リ第1号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第16条第1項第2号若しくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改正平成22年3月18日付け国総施第291号）」若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改正平成23年7月13日付け国総環リ第1号）」に基づき指定されたトンネル工事前排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事前排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工事前排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	<p>建設機械指定要領（最終改正平成23年7月13日付け国総環リ第1号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第16条第1項第2号若しくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改正平成22年3月18日付け国総施第291号）」若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改正平成23年7月13日付け国総環リ第1号）」に基づき指定されたトンネル工事前排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事前排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工事前排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。</p>																																					
<p style="text-align: center;">表1-1</p> <table border="1" data-bbox="181 1113 1335 1638"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般工事前建設機械</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。</td> </tr> <tr> <td>・トラクタショベル（車輪式）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ブルドーザ</td> <td>ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> <tr> <td>・発動発電機（可搬式）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・空気圧縮機（可搬式）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・油圧ユニット（以下に示す基礎工事前機械のうち、ベアスマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ホイールクレーン</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	一般工事前建設機械	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。	・トラクタショベル（車輪式）		・ブルドーザ	ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	・発動発電機（可搬式）		・空気圧縮機（可搬式）		・油圧ユニット（以下に示す基礎工事前機械のうち、ベアスマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）		・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ		・ホイールクレーン		<p style="text-align: center;">表1-1</p> <table border="1" data-bbox="1335 1113 2484 1638"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般工事前建設機械</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。</td> </tr> <tr> <td>・トラクタショベル（車輪式）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ブルドーザ</td> <td>ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> <tr> <td>・発動発電機（可搬式）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・空気圧縮機（可搬式）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・油圧ユニット（以下に示す基礎工事前機械のうち、ベアスマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ホイールクレーン</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	一般工事前建設機械	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。	・トラクタショベル（車輪式）		・ブルドーザ	ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	・発動発電機（可搬式）		・空気圧縮機（可搬式）		・油圧ユニット（以下に示す基礎工事前機械のうち、ベアスマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）		・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ		・ホイールクレーン		
機 種	備 考																																					
一般工事前建設機械	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。																																					
・トラクタショベル（車輪式）																																						
・ブルドーザ	ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																																					
・発動発電機（可搬式）																																						
・空気圧縮機（可搬式）																																						
・油圧ユニット（以下に示す基礎工事前機械のうち、ベアスマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）																																						
・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ																																						
・ホイールクレーン																																						
機 種	備 考																																					
一般工事前建設機械	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。																																					
・トラクタショベル（車輪式）																																						
・ブルドーザ	ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																																					
・発動発電機（可搬式）																																						
・空気圧縮機（可搬式）																																						
・油圧ユニット（以下に示す基礎工事前機械のうち、ベアスマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）																																						
・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ																																						
・ホイールクレーン																																						
<p style="text-align: center;">表1-2</p>	<p style="text-align: center;">表1-2</p>																																					

機械工事共通仕様書（案）比較表【第1章】 令和元年7月版

現 行		改 定		備 考
機 種	備 考	機 種	備 考	
トンネル工事用建設機械	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。	トンネル工事用建設機械	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。	
・バックホウ		・バックホウ		
・トラクタショベル	ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	・トラクタショベル	ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	
・大型ブレーカ		・大型ブレーカ		
・コンクリート吹付機		・コンクリート吹付機		
・ドリルジャンボ		・ドリルジャンボ		
・ダンプトラック		・ダンプトラック		
・トラックミキサ		・トラックミキサ		
<p>7. 特定特殊自動車の燃料</p> <p>受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p> <p>8. 低騒音型・低振動型建設機械</p> <p>受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。</p> <p>9. 特定調達品目</p> <p>受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正法律第66号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>(1) グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。</p> <p>また、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。</p> <p>(2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（資材（材料及び機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること）に留意すること。</p>		<p>7. 特定特殊自動車の燃料</p> <p>受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p> <p>8. 低騒音型・低振動型建設機械</p> <p>受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。</p> <p>9. 特定調達品目</p> <p>受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正法律第66号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>(1) グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。</p> <p>また、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。</p> <p>(2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（資材（材料及び機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること）に留意すること。</p>		

機械工事共通仕様書（案）比較表【第1章】 令和元年7月版

現 行	改 定	備 考
<p>1-1-42 文化財の保護</p> <p>1. 一般事項 受注者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>2. 文化財等の発見時の処置 受注者が、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。</p> <p>1-1-43 交通安全管理</p> <p>1. 一般事項 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。 なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 28 条によって処置するものとする。</p> <p>2. 輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。</p> <p>3. 交通安全等の輸送計画 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送を伴う工事は、事前に関係機関と打合せの上、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。 なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」に従うものとする。</p> <p>4. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成 28 年 7 月 15 日改正 内閣府・国土交通省令第 2 号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利第 37 号・国道国防第 205 号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利第 38 号・国道国防第 206 号及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月)に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>5. 工事用道路使用の責任 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。</p> <p>6. 工事用道路の維持管理 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</p> <p>7. 工事用道路共用時の処置</p>	<p>1-1-42 文化財の保護</p> <p>1. 一般事項 受注者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>2. 文化財等の発見時の処置 受注者が、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。</p> <p>1-1-43 交通安全管理</p> <p>1. 一般事項 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。 なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 28 条によって処置するものとする。</p> <p>2. 輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。</p> <p>3. 交通安全等の輸送計画 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送を伴う工事は、事前に関係機関と打合せの上、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。 なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」に従うものとする。</p> <p>4. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成 29 年 4 月 21 日改正 内閣府・国土交通省令第 3 号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利第 37 号・国道国防第 205 号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利第 38 号・国道国防第 206 号及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月)に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>5. 工事用道路使用の責任 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。</p> <p>6. 工事用道路の維持管理 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</p> <p>7. 工事用道路共用時の処置</p>	

機械工事共通仕様書（案）比較表【第1章】 令和元年7月版

現 行	改 定	備 考																																																												
<p>受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</p> <p>8. 公衆交通の確保 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面から全ての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</p> <p>9. 水上輸送 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。</p> <p>10. 作業区域の標示等 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。</p> <p>11. 水中落下支障物の処置 受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。 なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。</p> <p>12. 作業船舶機械故障時の処理 受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。 なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。</p> <p>13. 通行許可 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成26年5月28日改正 政令第187号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(平成28年7月15日改正 政令第258号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(平成27年9月改正 法律第76号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	<p>受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</p> <p>8. 公衆交通の確保 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面から全ての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</p> <p>9. 水上輸送 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。</p> <p>10. 作業区域の標示等 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。</p> <p>11. 水中落下支障物の処置 受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。 なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。</p> <p>12. 作業船舶機械故障時の処理 受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。 なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。</p> <p>13. 通行許可 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成26年5月28日改正 政令第187号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(平成30年1月4日改正 政令第1号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(平成30年6月改正 法律第41号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>																																																													
<table border="1" data-bbox="296 1428 1216 1869"> <thead> <tr> <th colspan="2">車両の諸元</th> <th>一般的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幅</td> <td></td> <td>2.5m</td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td></td> <td>12.0m</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td></td> <td>3.8m (ただし、指定道路については 4.1m)</td> </tr> <tr> <td>重量</td> <td>総重量</td> <td>20.0t (ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0t)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>軸重</td> <td>10.0t</td> </tr> <tr> <td></td> <td>隣接軸重の合計</td> <td>隣り合う車軸に係る軸距 1.8m未満の場合は 18t (隣り合う車軸に係る軸距 1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5t以下の場合は 19t)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1.8m以上の場合は 20t</td> </tr> <tr> <td></td> <td>輪荷重</td> <td>5.0t</td> </tr> <tr> <td></td> <td>最小回転半径</td> <td>12.0m</td> </tr> </tbody> </table>	車両の諸元		一般的制限値	幅		2.5m	長さ		12.0m	高さ		3.8m (ただし、指定道路については 4.1m)	重量	総重量	20.0t (ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0t)		軸重	10.0t		隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距 1.8m未満の場合は 18t (隣り合う車軸に係る軸距 1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5t以下の場合は 19t)			1.8m以上の場合は 20t		輪荷重	5.0t		最小回転半径	12.0m	<table border="1" data-bbox="1454 1428 2374 1869"> <thead> <tr> <th colspan="2">車両の諸元</th> <th>一般的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幅</td> <td></td> <td>2.5m</td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td></td> <td>12.0m</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td></td> <td>3.8m (ただし、指定道路については 4.1m)</td> </tr> <tr> <td>重量</td> <td>総重量</td> <td>20.0t (ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0t)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>軸重</td> <td>10.0t</td> </tr> <tr> <td></td> <td>隣接軸重の合計</td> <td>隣り合う車軸に係る軸距 1.8m未満の場合は 18t (隣り合う車軸に係る軸距 1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5t以下の場合は 19t)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1.8m以上の場合は 20t</td> </tr> <tr> <td></td> <td>輪荷重</td> <td>5.0t</td> </tr> <tr> <td></td> <td>最小回転半径</td> <td>12.0m</td> </tr> </tbody> </table>	車両の諸元		一般的制限値	幅		2.5m	長さ		12.0m	高さ		3.8m (ただし、指定道路については 4.1m)	重量	総重量	20.0t (ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0t)		軸重	10.0t		隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距 1.8m未満の場合は 18t (隣り合う車軸に係る軸距 1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5t以下の場合は 19t)			1.8m以上の場合は 20t		輪荷重	5.0t		最小回転半径	12.0m	
車両の諸元		一般的制限値																																																												
幅		2.5m																																																												
長さ		12.0m																																																												
高さ		3.8m (ただし、指定道路については 4.1m)																																																												
重量	総重量	20.0t (ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0t)																																																												
	軸重	10.0t																																																												
	隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距 1.8m未満の場合は 18t (隣り合う車軸に係る軸距 1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5t以下の場合は 19t)																																																												
		1.8m以上の場合は 20t																																																												
	輪荷重	5.0t																																																												
	最小回転半径	12.0m																																																												
車両の諸元		一般的制限値																																																												
幅		2.5m																																																												
長さ		12.0m																																																												
高さ		3.8m (ただし、指定道路については 4.1m)																																																												
重量	総重量	20.0t (ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0t)																																																												
	軸重	10.0t																																																												
	隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距 1.8m未満の場合は 18t (隣り合う車軸に係る軸距 1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5t以下の場合は 19t)																																																												
		1.8m以上の場合は 20t																																																												
	輪荷重	5.0t																																																												
	最小回転半径	12.0m																																																												

機械工事共通仕様書（案）比較表【第1章】 令和元年7月版

現 行	改 定	備 考
<p>ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。</p> <p>14. 施工計画書</p> <p>受注者は、指定された工事前道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の取手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p>1-1-44 施設管理</p> <p>受注者は、工事現場における公物(各種公益企業施設を含む。)又は部分使用施設(契約書第33条の適用部分)について、施工管理上、契約図書における規定の履行をもっても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。</p> <p>なお、当該協議事項は契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。</p> <p>1-1-45 諸法令の遵守</p> <p>1. 諸法令の遵守</p> <p>受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用、運用は受注者の責任において行わなければならない。</p> <p>なお、主な法令は次に示すとおりである。</p> <p>(1) 会計法(平成18年6月改正法律第53号)</p> <p>(2) 建設業法(平成26年6月改正法律第69号)</p> <p>(3) 下請代金支払遅延等防止法(平成21年6月改正法律第51号)</p> <p>(4) 労働基準法(平成27年5月改正法律第31号)</p> <p>(5) 労働安全衛生法(平成27年5月改正法律第17号)</p> <p>(6) 作業環境測定法(平成26年6月改正法律第82号)</p> <p>(7) じん肺法(平成26年6月改正法律第82号)</p> <p>(8) 雇用保険法(平成28年6月改正法律第63号)</p> <p>(9) 労働者災害補償保険法(平成27年5月改正法律第17号)</p> <p>(10) 健康保険法(平成28年11月改正法律第84号)</p> <p>(11) 中小企業退職金共済法(平成28年6月改正法律第66号)</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(平成28年5月改正法律第47号)</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法(平成28年11月改正法律第89号)</p> <p>(14) 道路法(平成28年3月改正法律第19号)</p> <p>(15) 道路交通法(平成27年9月改正法律第76号)</p> <p>(16) 道路運送法(平成26年6月改正法律第69号)</p> <p>(17) 道路運送車両法(平成28年11月改正法律第86号)</p> <p>(18) 砂防法(平成25年11月改正法律第76号)</p> <p>(19) 地すべり等防止法(平成26年6月改正法律第69号)</p> <p>(20) 河川法(平成27年5月改正法律第22号)</p> <p>(21) 海岸法(平成26年6月改正法律第69号)</p> <p>(22) 港湾法(平成28年5月改正法律第45号)</p> <p>(23) 港則法(平成28年5月改正法律第42号)</p> <p>(24) 下水道法(平成27年5月改正法律第22号)</p> <p>(25) 航空法(平成28年5月改正法律第51号)</p> <p>(26) 公有水面埋立法(平成26年6月改正法律第51号)</p>	<p>ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。</p> <p>14. 施工計画書</p> <p>受注者は、指定された工事前道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の取手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p>1-1-44 施設管理</p> <p>受注者は、工事現場における公物(各種公益企業施設を含む。)又は部分使用施設(契約書第33条の適用部分)について、施工管理上、契約図書における規定の履行をもっても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。</p> <p>なお、当該協議事項は契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。</p> <p>1-1-45 諸法令の遵守</p> <p>1. 諸法令の遵守</p> <p>受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用、運用は受注者の責任において行わなければならない。</p> <p>なお、主な法令は次に示すとおりである。</p> <p>(1) 会計法(平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(2) 建設業法(平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(3) 下請代金支払遅延等防止法(平成21年6月改正 法律第51号)</p> <p>(4) 労働基準法(平成30年7月改正 法律第71号)</p> <p>(5) 労働安全衛生法(平成30年7月改正 法律第78号)</p> <p>(6) 作業環境測定法(平成29年5月改正 法律第41号)</p> <p>(7) じん肺法(平成30年7月改正 法律第71号)</p> <p>(8) 雇用保険法(平成30年7月改正 法律第71号)</p> <p>(9) 労働者災害補償保険法(平成30年5月改正 法律第31号)</p> <p>(10) 健康保険法(平成30年7月改正 法律第79号)</p> <p>(11) 中小企業退職金共済法(平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(平成30年7月改正 法律第71号)</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法(平成30年7月改正 法律第71号)</p> <p>(14) 道路法(平成30年3月改正 法律第6号)</p> <p>(15) 道路交通法(平成30年6月改正 法律第41号)</p> <p>(16) 道路運送法(平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(17) 道路運送車両法(平成29年5月改正 法律第40号)</p> <p>(18) 砂防法(平成25年11月改正 法律第76号)</p> <p>(19) 地すべり等防止法(平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(20) 河川法(平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(21) 海岸法(平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(22) 港湾法(平成29年6月改正 法律第55号)</p> <p>(23) 港則法(平成29年6月改正 法律第55号)</p> <p>(24) 下水道法(平成27年5月改正 法律第22号)</p> <p>(25) 航空法(平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(26) 公有水面埋立法(平成26年6月改正 法律第51号)</p>	

機械工事共通仕様書（案）比較表【第1章】 令和元年7月版

現 行	改 定	備 考
(27) 軌道法（平成18年3月改正法律第19号） (28) 森林法（平成28年5月改正法律第47号） (29) 環境基本法（平成26年5月改正法律第46号） (30) 火薬類取締法（平成27年6月改正法律第50号） (31) 大気汚染防止法（平成27年6月改正法律第41号） (32) 騒音規制法（平成26年6月改正法律第72号） (33) 水質汚濁防止法（平成28年5月改正法律第47号） (34) 湖沼水質保全特別措置法（平成26年6月改正法律第72号） (35) 振動規制法（平成26年6月改正法律第72号） (36) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成27年7月改正法律第58号） (37) 文化財保護法（平成26年6月改正法律第69号） (38) 砂利採取法（平成27年6月改正法律第50号） (39) 電気事業法（平成28年6月改正法律第59号） (40) 消防法（平成27年9月改正法律第66号） (41) 測量法（平成23年6月改正法律第61号） (42) 建築基準法（平成28年6月改正法律第72号） (43) 都市公園法（平成26年6月改正法律第69号） (44) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成26年6月改正法律第55号） (45) 土壌汚染対策法（平成26年6月改正法律第51号） (46) 駐車場法（平成23年12月改正法律第122号） (47) 海上交通安全法（平成28年5月改正法律第42号） (48) 海上衝突予防法（平成15年6月改正法律第63号） (49) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（平成27年3月改正法律第448号） (50) 船員法（平成26年6月改正法律第69号） (51) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成26年6月改正法律第69号） (52) 船舶安全法（平成26年6月改正法律第69号） (53) 自然環境保全法（平成26年6月改正法律第69号） (54) 自然公園法（平成26年6月改正法律第69号） (55) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成27年9月改正法律第66号） (56) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正法律第66号）	(27) 軌道法（平成29年6月改正 法律第45号） (28) 森林法（平成30年6月改正 法律第35号） (29) 環境基本法（平成30年6月改正 法律第50号） (30) 火薬類取締法（平成27年6月改正 法律第50号） (31) 大気汚染防止法（平成29年6月改正 法律第45号） (32) 騒音規制法（平成26年6月改正 法律第72号） (33) 水質汚濁防止法（平成29年6月改正 法律第45号） (34) 湖沼水質保全特別措置法（平成26年6月改正 法律第72号） (35) 振動規制法（平成26年6月改正 法律第72号） (36) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成29年6月改正 法律第61号） (37) 文化財保護法（平成30年6月改正 法律第42号） (38) 砂利採取法（平成27年6月改正 法律第50号） (39) 電気事業法（平成30年6月改正 法律第41号） (40) 消防法（平成30年6月改正 法律第67号） (41) 測量法（平成29年5月改正 法律第41号） (42) 建築基準法（平成30年6月改正 法律第67号） (43) 都市公園法（平成29年5月改正 法律第26号） (44) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成26年6月改正 法律第55号） (45) 土壌汚染対策法（平成29年6月改正 法律第45号） (46) 駐車場法（平成29年5月改正 法律第26号） (47) 海上交通安全法（平成28年5月改正 法律第42号） (48) 海上衝突予防法（平成15年6月改正 法律第63号） (49) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（平成29年6月改正 法律第45号） (50) 船員法（平成30年6月改正 法律第41号） (51) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成30年6月改正 法律第59号） (52) 船舶安全法（平成29年5月改正 法律第41号） (53) 自然環境保全法（平成26年6月改正 法律第69号） (54) 自然公園法（平成26年6月改正 法律第69号） (55) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号） (56) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号）	
(57) 河川法施行法（平成11年12月改正法律第160号） (58) 技術士法（平成26年6月改正法律第69号） (59) 漁業法（平成28年5月改正法律第51号） (60) 漁港漁場整備法（平成26年6月改正法律第69号） (61) 空港法（平成25年6月改正法律第76号） (62) 計量法（平成26年6月改正法律第69号） (63) 厚生年金保険法（平成28年11月改正法律第84号） (64) 航路標識法（平成28年5月改正法律第42号） (65) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正法律第69号） (66) 最低賃金法（平成24年4月改正法律第27号） (67) 職業安定法（平成28年5月改正法律第47号） (68) 所得税法（平成28年11月改正法律第89号） (69) 水産資源保護法（平成27年9月改正法律第70号）	(57) 河川法施行法（平成11年12月改正 法律第160号） (58) 技術士法（平成26年6月改正 法律第69号） (59) 漁業法（平成30年7月改正 法律第75号） (60) 漁港漁場整備法（平成26年6月改正法律第69号） (61) 空港法（平成25年11月改正 法律第76号） (62) 計量法（平成26年6月改正 法律第69号） (63) 厚生年金保険法（平成30年7月改正 法律第71号） (64) 航路標識法（平成28年5月改正 法律第42号） (65) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号） (66) 最低賃金法（平成24年4月改正 法律第27号） (67) 職業安定法（平成30年7月改正 法律第71号） (68) 所得税法（平成30年6月改正 法律第41号） (69) 水産資源保護法（平成27年9月改正 法律第70号）	

機械工事共通仕様書（案）比較表【第1章】 令和元年7月版

現 行	改 定	備 考
<p>(70) 船員保険法（平成28年11月改正法律第87号） (71) 著作権法（平成28年5月改正法律第51号） (72) 電波法（平成27年5月改正法律第26号） (73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（平成27年6月改正法律第40号） (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成28年3月改正法律第17号） (75) 農薬取締法（平成26年6月改正法律第69号） (76) 毒物及び劇物取締法（平成27年6月改正法律第50号） (77) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成26年6月改正法律第69号） (78) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成27年6月改正法律第50号） (79) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成26年6月改正法律第56号） (80) 警備業法（平成23年6月改正法律第61号） (81) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成28年5月改正法律第51号） (82) ダイオキシン類対策特別措置法（平成26年6月改正法律第72号） (83) 悪臭防止法（平成23年12月改正法律第122号） (84) 製造物責任法（平成6年7月改正法律第85号） (85) エネルギーの使用の合理化に関する法律（平成27年9月改正法律第65号）</p> <p>2. 法令違反の処置 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようしなければならない。</p> <p>3. 不適当な契約図書の処置 受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議しなければならない。</p> <p>1-1-46 官公庁等への手続等</p> <p>1. 一般事項 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。</p> <p>2. 関係機関への届出 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。</p> <p>3. 諸手続きの提示、提出 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。 なお、監督職員から請求があった場合には、写しを提出しなければならない。</p> <p>4. 許可承諾条件の遵守 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。 なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>5. コミュニケーション 受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p>6. 苦情対応</p>	<p>(70) 船員保険法（平成29年6月改正 法律第52号） (71) 著作権法（平成30年7月改正 法律第72号） (72) 電波法（平成30年5月改正 法律第24号） (73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（平成27年6月改正 法律第40号） (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成29年6月改正 法律第45号） (75) 農薬取締法（平成30年6月改正 法律第53号） (76) 毒物及び劇物取締法（平成30年6月改正 法律第66号） (77) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成30年6月改正 法律第67号） (78) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号） (79) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第56号） (80) 警備業法（平成30年5月改正 法律第33号） (81) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成30年6月改正 法律第41号） (82) ダイオキシン類対策特別措置法（平成26年6月改正法律第72号） (83) 悪臭防止法（平成23年12月改正法律第122号） (84) 製造物責任法（平成6年7月改正法律第85号） (85) エネルギーの使用の合理化に関する法律（平成27年9月改正法律第65号）</p> <p>2. 法令違反の処置 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようしなければならない。</p> <p>3. 不適当な契約図書の処置 受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議しなければならない。</p> <p>1-1-46 官公庁等への手続等</p> <p>1. 一般事項 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。</p> <p>2. 関係機関への届出 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。</p> <p>3. 諸手続きの提示、提出 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。 なお、監督職員から請求があった場合には、写しを提出しなければならない。</p> <p>4. 許可承諾条件の遵守 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。 なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>5. コミュニケーション 受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p>6. 苦情対応</p>	

機械工事共通仕様書（案）比較表【第1章】 令和元年7月版

現 行	改 定	備 考
<p>受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。</p> <p>7. 交渉時の注意 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。</p> <p>8. 交渉内容明確化 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p> <p>1-1-47 施工時期及び施工時間の変更</p> <p>1. 施工時間の変更 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。</p> <p>2. 休日又は夜間作業の連絡 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。 ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。</p> <p>1-1-48 工事測量</p> <p>1. 一般事項 受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(仮BM)、工事中多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が、設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。</p> <p>なお、測量標(仮BM)及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 引照点等の設置 受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。</p> <p>3. 工事中測量標の取扱い 受注者は、用地幅杭、測量標(仮BM)、工事中多角点及び重要な工事中測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。 なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。</p> <p>4. 既存杭の保全 受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。</p> <p>5. 水準測量・水深測量 水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事中基準面を基準として行うものとする。</p>	<p>受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。</p> <p>7. 交渉時の注意 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。</p> <p>8. 交渉内容明確化 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p> <p>1-1-47 施工時期及び施工時間の変更</p> <p>1. 施工時間の変更 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。</p> <p>2. 休日又は夜間作業の連絡 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。 ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。</p> <p>1-1-48 工事測量</p> <p>1. 一般事項 受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(仮BM)、工事中多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が、設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。</p> <p>なお、測量標(仮BM)及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 引照点等の設置 受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。</p> <p>3. 工事中測量標の取扱い 受注者は、用地幅杭、測量標(仮BM)、工事中多角点及び重要な工事中測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。 なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。</p> <p>4. 既存杭の保全 受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。</p> <p>5. 水準測量・水深測量 水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事中基準面を基準として行うものとする。</p>	

機械工事共通仕様書（案）比較表【第1章】 令和元年7月版

現 行	改 定	備 考
<p>1-1-49 提出書類</p> <p>1. 一般事項 受注者は、提出書類を通達、マニュアル及び様式集等により作成し、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。</p> <p>2. 設計図書に定めるもの 契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、請負代金額に係わる請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。</p> <p>3. 変更書類 受注者は、提出書類の内容に変更が生じた場合はその都度変更書類を提出しなければならない。</p> <p>4. 詳細書類 受注者は、監督職員が特に指示した事項については、さらに詳細な書類を提出しなければならない。</p> <p>5. 提出の省略 受注者は、工事の種類や規模等により提出を必要としないと判断できる書類については、監督職員の承諾を受けた上で、提出を省略できるものとする。</p> <p>6. サンプル等 監督職員は、技術的な確認が必要な場合、受注者に対し技術資料・サンプル等の提出を求めることができる。</p> <p>1-1-50 不可抗力による損害</p> <p>1. 工事災害の報告 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書により監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。</p> <p>2. 設計図書で定めた基準 契約書第29条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 波浪、高潮に起因する場合 波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合</p> <p>(2) 降雨に起因する場合 以下のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>①24時間雨量(任意の連続24時間における雨量をいう。)が80mm以上</p> <p>②1時間雨量(任意の60分における雨量をいう。)が20mm以上</p> <p>③連続雨量(任意の72時間における雨量をいう。)が150mm以上</p> <p>④その他設計図書で定めた基準</p> <p>(3) 強風に起因する場合 最大風速(10分間の平均風速で最大のものをいう。)が15m/秒以上あった場合</p> <p>(4) 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合</p> <p>(5) 地震、津波、豪雪に起因する場合</p>	<p>1-1-49 提出書類</p> <p>1. 一般事項 受注者は、提出書類を通達、マニュアル及び様式集等により作成し、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。</p> <p>2. 設計図書に定めるもの 契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、請負代金額に係わる請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。</p> <p>3. 変更書類 受注者は、提出書類の内容に変更が生じた場合はその都度変更書類を提出しなければならない。</p> <p>4. 詳細書類 受注者は、監督職員が特に指示した事項については、さらに詳細な書類を提出しなければならない。</p> <p>5. 提出の省略 受注者は、工事の種類や規模等により提出を必要としないと判断できる書類については、監督職員の承諾を受けた上で、提出を省略できるものとする。</p> <p>6. サンプル等 監督職員は、技術的な確認が必要な場合、受注者に対し技術資料・サンプル等の提出を求めることができる。</p> <p>1-1-50 不可抗力による損害</p> <p>1. 工事災害の報告 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書により監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。</p> <p>2. 設計図書で定めた基準 契約書第29条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 波浪、高潮に起因する場合 波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合</p> <p>(2) 降雨に起因する場合 以下のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>①24時間雨量(任意の連続24時間における雨量をいう。)が80mm以上</p> <p>②1時間雨量(任意の60分における雨量をいう。)が20mm以上</p> <p>③連続雨量(任意の72時間における雨量をいう。)が150mm以上</p> <p>④その他設計図書で定めた基準</p> <p>(3) 強風に起因する場合 最大風速(10分間の平均風速で最大のものをいう。)が15m/秒以上あった場合</p> <p>(4) 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合</p> <p>(5) 地震、津波、豪雪に起因する場合</p>	

機械工事共通仕様書（案）比較表【第1章】 令和元年7月版

現 行	改 定	備 考
<p>周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合</p> <p>3. その他</p> <p>契約書第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。</p> <p>1-1-51 特許権等</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示がなく、その使用に関する費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>2. 保全措置</p> <p>受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。</p> <p>3. 著作権法に規定される著作物</p> <p>発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(平成28年5月27日改正法律第51号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。</p> <p>なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。</p> <p>1-1-52 保険の付保及び事故の補償</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。</p> <p>2. 回航保険</p> <p>受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。</p> <p>3. 保険加入の義務</p> <p>受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>4. 補償</p> <p>受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。</p> <p>5. 掛金収納書の提出</p> <p>受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。</p> <p>1-1-53 臨機の措置</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。</p>	<p>周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合</p> <p>3. その他</p> <p>契約書第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。</p> <p>1-1-51 特許権等</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示がなく、その使用に関する費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>2. 保全措置</p> <p>受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。</p> <p>3. 著作権法に規定される著作物</p> <p>発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(平成30年7月改正 法律第72号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。</p> <p>なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。</p> <p>1-1-52 保険の付保及び事故の補償</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。</p> <p>2. 回航保険</p> <p>受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。</p> <p>3. 保険加入の義務</p> <p>受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>4. 補償</p> <p>受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。</p> <p>5. 掛金収納書の提出</p> <p>受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。</p> <p>1-1-53 臨機の措置</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。</p>	

機械工事共通仕様書（案）比較表【第1章】 令和元年7月版

現 行	改 定	備 考
<p>2. 天災等 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象(以下「天災等」という。)に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。</p> <p>1-1-54 管理記録の整理 受注者は、実施した工事(新設、改造を含む)の施工内容等について維持管理に必要な設備管理記録へ必要事項を適正に記入し、提出しなければならない。 なお、設備管理記録の様式については別途監督職員の指示による。</p> <p>1-1-55 創意工夫 受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督職員に提出することができる。</p>	<p>2. 天災等 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象(以下「天災等」という。)に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。</p> <p>1-1-54 管理記録の整理 受注者は、実施した工事(新設、改造を含む)の施工内容等について維持管理に必要な設備管理記録へ必要事項を適正に記入し、提出しなければならない。 なお、設備管理記録の様式については別途監督職員の指示による。</p> <p>1-1-55 創意工夫 受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督職員に提出することができる。</p>	